

「経営者保証に関するガイドライン」への対応に係る取組方針

当行は、個人保証（経営者保証等）に関し、「経営者保証に関するガイドライン（以下「ガイドライン」という）」の趣旨や内容を十分に踏まえ適切に対応するため、以下のとおり取組方針を定める。

1. 当行からお借入をされるお客さまにおいて以下の要件が将来に亘って充足すると見込まれるときは、お客さまの経営状況、資金使途、回収可能性等を踏まえ、経営者保証を求めない可能性や経営者保証の機能を代替する融資手法を活用する可能性について総合的に検討いたします。また、スタートアップ・創業時に該当するお客さまに対しては、事業の将来性等を十分に踏まえた検討をいたします。
 - ① 法人と経営者個人の資産・経理が明確に分離されている。
 - ② 法人と経営者の間の資金のやりとりが、社会通念上適切な範囲を超えない。
 - ③ 法人のみの資産・収益力で借入返済が可能と判断し得る。
 - ④ 法人から適時適切に財務情報等が提供されている。
 - ⑤ 経営者等から十分な物的担保の提供がある。
2. 信用保証協会扱のお借入の際には、個人保証を不要とする信用保証協会の取り扱いがあることを認識し、信用保証協会と連携のうえ、個人保証を不要とする取扱いの活用を検討いたします。
3. 信用保証協会や政府系金融機関が個人保証を徴求しないと判断した協調融資については、その判断に至った経緯を十分に踏まえ、個人保証の有無を検討いたします。
4. 保証契約を締結する場合や既存の保証契約（注）がある場合には、ガイドラインに掲げられている上記要件に照らして、どの部分が十分でないために保証契約が必要なのか、どのような改善を図れば保証契約の変更・解除の可能性が高まるかについて、お客さまの状況を踏まえ、資産・収益力については定量的、その他の要素については客観的・具体的な目線を示すなど、お客さまの知識、経験等に応じ、その理解と納得を得ることを目的とした説明に努めます。

（注）M&A・事業承継など主たる株主等が変動になることを金融機関が把握した保証契約を含む
5. M&A・事業承継時の経営者保証については、原則として前経営者、後継者の双方から二重には保証を求めないこととし、経営者保証がM&A・事業承継の阻害要因とならないよう努めます。
6. 保証人等から『廃業時における「経営者保証に関するガイドライン」の基本的考え方』に基づく保証債務の整理の申出を受けた場合は、お客さま及び保証人の意向を真摯に検討のうえ、誠実に対応いたします。

以上